

「東日本大震災 復興・創生期間」のスタートに向けた決意

—— オリンピック・パラリンピック東京大会までに ——

平成28年3月4日

自由民主党東日本大震災復興加速化本部
公明党東日本大震災復興加速化本部

一、はじめに

地震と津波と原子力事故が同時に来襲した東日本大震災が起きてから5年が経とうとしている。

自由民主党東日本大震災復興加速化本部と公明党東日本大震災復興加速化本部は、これまでの5年間の「集中復興期間」に達成した実績、成果および残された課題を踏まえて、今後の5年間の「復興・創生期間」に着実に被災者と被災地の生活と生業を取り戻し、安定した未来の東北の発展を確立するために、何をなすべきかの方向性と決意を示すことにする。

「復興・創生」の基本的な考え方は、地域住民と市町村、県、国が共通の認識を持って共通の目標に向かっていく「オール・ジャパン体制」をより一層強化することである。ひとりひとりが自らの人生設計を描くことができる「自立」と、それを支える生活基盤や経済基盤をつくるための官民一体となった「協働」が求められるからである。

さらに、産業と生業の再生、コミュニティの形成が進展していく中で、被災地の人々が人間としての「心の復興」を取り戻すことができるような生きる目標と社会参画ができる地域社会の創造を求めていかなければならない。これこそがまさに、日本の将来を先導する地方創生のモデルであり、「新しい東北」の建設の姿であろう。

これまでも自由民主党と公明党は、5次にわたって政府に政策提言を行い、被災した地域の復旧・復興に総力を挙げてきた。

その結果、政府はわれわれの提言を受け止め、住宅再建、復興まちづくりのための加速化措置、省庁横断のタスクフォースの設置など、現場主義のもと矢継ぎ早に施策を打ち出すことができた。このため、地震・津波被災地においては、破壊、損傷されたインフラ復旧はおおむね終了した。住宅再建の工事も急ピッチで進み、仮設住宅から恒久住宅への転居も始まり、確実にまちづくりの息吹が見られるようになった。

福島第一原子力発電所の事故に関しては、原発敷地内でも線量が下がり、多くの場所で普通の作業着でも仕事ができるようになったほか、海側遮水壁の建設、地下水くみ上げ、凍土壁の運用開始準備の進展、それに汚染水の浄化などにより、安定的で持続的な収束に向かっていくとの一定の評価ができよう。

これからの「復興・創生期間」においては、地震・津波被災地では、ハード面の整備の前倒し完了を目指すとともに、被災者の心のケアやコミュニティの形成、さらには、観光

開発、水産加工業の販路開拓など産業、生業の再生、および人材の育成や確保など、ソフト面を重視した新しいまちづくり、地域づくりを支援していくことである。

福島原子力災害被災地においては、地域住民と誠意をもって丁寧に話し合うなかで、①中間貯蔵施設の整備、②避難指示解除準備区域、居住制限区域の、事故から6年後の平成29年3月までの避難指示解除、③帰還困難区域における復興拠点の整備を含めた将来展望の明示—などを強力に進めることによって本格的な復興の加速化を図ることである。

さらに、福島の基幹産業である農林水産業の持続的な再生も図らなければならない。

いずれにしても、福島の復興、創生を考える場合、中長期的な対応が不可欠であり、「福島の再生なくして日本の再生なし」との観点から国は県、市町村と一体となって責任を持って政策課題に取り組み、福島の再生が東北の新時代の幕開けとなるようにしなければならない。

一、集中復興期間について

人はこれから先のことを考えるとき、原点を振り返ることが多い。

大震災では、誰もが想像を絶する自然の破壊力の前に立ち尽くした。目に見えない放射線の恐怖に怯え、一時は絶望の淵に立ったと言ってもよい。だが、人々は果てしない困難に直面しながらも明日に生きる生命力を呼び起こし立ち上がった。47万人もの避難生活を強いられた人も、家族を失った人も、重軽傷を負った人も、みな肩を寄せ合って生きることを誓った。全国からは、若い人も女性も年配の人もボランティア活動に集合した。世界中の人々も被災者の支援に駆けつけてくれた。

東日本大震災の復旧・復興のための活動は、世界中の人々が見守るなかで始まったのである。

政府は早期復興の想いを込めて復興期間を10年間とした。前半の5年間は「集中復興期間」であり、事業規模は25.5兆円だった。

この間、被災地全体で47万人を超えた避難者は約17万人までに減少した。生活の基本となる住宅再建・復興まちづくりの分野では、高台移転は45%、災害公営住宅も計画の59%がそれぞれ今年度末までに完成する見込みであり、残事業も平成30年度にはおおむね完了する見込みが立っている。産業・生業の再生分野では、鉱工業生産はおおむね震災前の水準に回復、営農再開可能面積は74%回復、水産加工業は85%が再開している。医療施設は95%が復旧し、学校施設は99%が今年度末までに復旧する見込みである。原子力事故災害に見舞われた福島県においても、いまだ約10万人の避難者が存在するものの、田村市、川内村、檜葉町で避難指示が解除され、葛尾村、川俣町、南相馬市、川内村（避難指示が残存している地域）において、避難指示解除の前提となる準備宿泊が開始されている。

われわれは、発災当初より初動対応を行ってきた民主党政権に対し、野党の立場にありながらも被災者の立場に立って大局的な見地から、東日本大震災復興基本法、放射性物質汚染対処特措法をはじめ、がれき処理や子ども支援などの議員立法を提案し、積極的に復旧・復興のルールづくりを果たしてきた。

また、行政面でも縦割りの弊害を打破し、ワンストップサービスと効率化を図るために復興庁を設置するとともに専任の大臣を置き、権限強化も図った。

しかし、被災地の復興はいまだに道半ばであり、残された課題は山積している。

これまでにわれわれが学んだことは、①政策を実行していく場合は、地域住民との丁寧で建設的な対話を通じて合意を図り、共通の認識を持つことが重要であること、②科学的なデータや広い知見がないまま一時的な高揚したムードで結論を出して政策づくりをすると失敗が多いこと、③いまだに地域住民の間に縦割り行政の不備と「上から目線」に批判が多いこと、などの点に注意し、責任ある判断をしていかなければならないということである。

一、復興・創生期間について

「復興・創生期間」は、平成28年度から平成32年度の5年間と位置づけられ、その財源については、安心して復興に取り組むことができるように6.5兆円の積み増しを確保している。「集中復興期間」と合わせると合計で実に32兆円となる。

「復興・創生期間」の5年間は、被災地の自立につながり、それが東北に夢を与えられるような地方創生のモデルを目指す。

依然として被災地には多くの問題が残されているものの、われわれが重点的かつ速やかに取り組んでいかなければならない課題を示していきたい。

まずは、住まいの再建を着実に推進する。避難生活が長期化したり、応急仮設住宅から災害公営住宅への転居が本格化することにともない、心のケアやコミュニティ形成など、医療・介護を含む、きめ細やかな生活支援の対応を求めていかなければならない。

もちろん、まちづくりや生活環境の整備などのために商業施設、医療・介護施設などの地域をケアするシステムづくりも必要である。

また、地域経済や暮らしを支える産業・生業の再生、なかでも震災以前の水準と大きくかけ離れている東北地方の観光の振興や水産加工業の販路回復の分野については重点的に取り組み、再興を期さなければならない。同時に、被災地の一次産業や観光産業等における「風評」被害の払しょくにも全力を挙げて取り組んでいくべきである。

原子力災害の被災地域については、自由民主党、公明党の与党による第5次提言を受けて、政府が着実に施策を実行に移していることは評価したい。

汚染水対策については、先にも述べたように、海側遮水壁、さらには凍土壁の運用開始準備の進展なども考えると、確実に汚染水を「取り除く」「近づけない」「漏らさない」という効果が出ており、安定的で持続的な収束に向かっていると看做してもよいのではないかとと思われる。

今後は、一定の浄化をした約80万トンものタンクの水を処理できるように、さらなる環境整備を行うことを求めたい。

また、使用済燃料の取り出しや溶融した燃料デブリの処理についても国内の技術向上のため世界の英知を結集し、万全を期して安全かつ確実に進めていくべきである。

この場合、東京電力のコミットメントをさらに強化し、引き続き国も前面に立って取り組むべきである。

これまで見直しがなされていない帰還困難区域については、線量の見通し、住民の帰還意向、復興の絵姿等を踏まえながら地域の持続的な復興の道筋を国が中長期的な視点に立って責任を持って夏ころまでに示していくことが望ましい。

とくに、復興拠点を中心とするまちづくり、地域づくりに際し、復興のインフラ整備、生活環境整備といった公共事業的観点から行う除染などを含め地域再生に向けた国の考え方を示すべきである。

また、平成29年3月までに避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示を着実に解除できるよう、除染を十分に実施することをはじめ、インフラや生活関連サービスの復旧などの環境整備に全力で取り組むべきである。

さらに、住民の方々が将来の見通しを持てるよう、地域経済との連携を視野に入れた福島イノベーション・コースト構想、福島相双復興官民合同チームの持続的な取組みを求める。原子力損害賠償問題についても、丁寧に対応していく。

一方、指定廃棄物の処理や中間貯蔵施設の整備については、必ずしも地域住民の理解が得られていない状況にあり、国が責任を持つと言っている以上、国が県、市町村と連携して地域住民の方々と誠意をもって丁寧に話し合い、一日も早く解決の道筋をつけることが求められている。

国は、福島の農業の一刻も早い再生に向けて、意欲ある農業者に対して、地域ごとおよび個別の状況に応じたきめ細やかな対応が可能となるよう、支援体制、助成制度のさらなる強化を図るべきである。

また、福島の森林・林業の再生に向けても国は、県や市町村と連携しつつ、住民の方々の理解を得ながら、生活環境の安全・安心の確保、住居周辺の里山や奥山等の再生などに向けた取組み、モニタリングや調査研究、情報発信等の取組みを関係省庁連携のもとに実施すべきである。

さらに、福島の漁業、水産加工業についても、モニタリングを強化すると同時に、検査機能を充実し、「風評」被害の払しょくに努め販路を拡大する。本格操業の早期実現に努力する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際しては、世界から被災地の復興状況が注目される。

先にも述べたように、東日本大震災からの復旧・復興は日本国内のみならず世界中の人々から暖かい支援を受けてこんにちの成果を上げている。世界中の人々がその後の復興の成功を祈っているのである。

オリンピック・パラリンピックの際、世界中の人々が福島や被災地に行きたいと希望したときに、堂々とお越しいただいて、輝かしい復興の姿を見せることが、日本人としてせめてもの恩返しと思う人は少なくないだろう。

地震・津波被災地の復興工事の完了の目途が立った今、目に見える復興の象徴は、福島県内各所に保管されている膨大な黒いフレコンバッグの除染廃棄物を中間貯蔵施設へ集積することである。2020年のオリンピック・パラリンピックまでにこれらの相当部分を搬入し、きれいで安全な福島を世界中に見ていただきたい。

そのために、国も、県も、市町村も、住民も、そして国民すべてがその方向で協力できる形になることを期待する。

一、むすび

今年は、復興期間10年の折り返し点に立っている。

とくに、地震・津波被災地域では、「復興・創生期間」のこれからの5年間は、必ず復興を成し遂げ、「新しい東北」の展望を開く創生までの「総仕上げ」に向けて全力を挙げて取り組まなければならない。

あわせて、原子力災害の影響を受けている福島においては、中長期的な対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して国が前面に立って福島の再生に取り組んでいくことが不可欠である。

復興の進展にともない、被災者と被災地に明るい希望の光が少しずつ鮮明になりつつあるということは先に述べた。一方で、われわれが直面する課題は、さまざまな分野に及んでおり、政府、地方公共団体、民間、NPOなどが総力を挙げて被災者と被災地の希望の光の輝きを大きくしていかななければならない。

とくに、経験豊かな女性のリーダーや若者の参画、さらにはNPOなどボランティアによる多様な担い手が活躍できる環境づくりをしていくことが重要である。

最後に、今般の震災はもとより、昨今の豪雨・豪雪等の災害時において改めて明らかになったことは、情報共有や司令塔機能が一元化されていないと、結果的に国民に大きな被害をもたらすということである。第4次提言においても言及したが、災害発生時のマニュアルの点検や訓練、想定外を想定した“災害対策に責任をもてる危機管理体制”の整備についても引き続き検討を進めていくものとする。

自由民主党と公明党は、この未曾有の震災の経験と教訓について、決して「風化」させることなく、被災者と被災地を大切にす現場主義の原点に立って断固たる政治主導のもとに、被災地の復興と東北の新しい展望を開く創生の道筋を構築することをここに改めて決意するものである。